

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成30年6月28日(2018.6.28)

【公表番号】特表2017-526617(P2017-526617A)

【公表日】平成29年9月14日(2017.9.14)

【年通号数】公開・登録公報2017-035

【出願番号】特願2016-571735(P2016-571735)

【国際特許分類】

A 6 1 K	8/19	(2006.01)
A 6 1 Q	19/00	(2006.01)
A 6 1 K	8/34	(2006.01)
A 6 1 K	8/29	(2006.01)
A 6 1 K	8/27	(2006.01)
A 6 1 K	8/25	(2006.01)
A 6 1 K	8/02	(2006.01)
B 4 1 M	5/00	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	8/19	
A 6 1 Q	19/00	
A 6 1 K	8/34	
A 6 1 K	8/29	
A 6 1 K	8/27	
A 6 1 K	8/25	
A 6 1 K	8/02	
B 4 1 M	5/00	1 2 0
B 4 1 M	5/00	1 1 0

【誤訳訂正書】

【提出日】平成30年5月7日(2018.5.7)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0041

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0041】

本発明のトリートメント組成物は、トリートメント組成物の他の成分の担体又はシャシーとして、保湿剤を含んでもよい。保湿剤の代表的なクラスは、多価アルコールである。好適な多価アルコールとしては、プロピレンギリコール、ジプロピレンギリコール、ポリプロピレンギリコール、ポリエチレンギリコール、及びこれらの誘導体を含む、ポリアルキレンギリコール及びアルキレンポリオール、並びにこれらの誘導体；ソルビトール；ヒドロキシプロピルソルビトール；エリスリトール；トレイトール；ペンタエリスリトール；キシリトール；グルシトール；マンニトール；ブチレンギリコール(例えば、1,3-ブチレンギリコール)；ベンチレンギリコール；ヘキサントリオール(例えば、1,2,6-ヘキサントリオール)；グリセリン；エトキシ化グリセリン；及びプロポキシル化グリセリンが挙げられる。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

**【訂正の内容】****【特許請求の範囲】****【請求項 1】**

サーマルインクジェットプリントシステム又はピエゾインクジェットプリントシステムに用いられる肌へのトリートメント組成物であって、

a. 0.05~10.0重量%の濃度の、ケイ酸アルミニウムマグネシウム、マンナン、キサンタンガム、及びそれらの混合物から選択される1種類以上の粒子懸濁剤と、

b. 0.1~10.0重量%の濃度の、ポリビニルピロリドン及びポリビニルピロリドン/酢酸ビニル共重合体から選択される1種類以上の成膜ポリマーと、

c. 1.0~30.0重量%の濃度の、二酸化チタン、酸化亜鉛、酸化鉄、窒化ホウ素、シリカ、滑石、カーボンブラック、及びそれらの混合物からなる群から選択される粒子と、

d. 0.1~20.0重量%の濃度の、1種類以上の保湿剤と、

e. 水と、を含む、組成物。

**【請求項 2】**

前記保湿剤が、0.01~10.0重量%の濃度のプロピレングリコールを含む、請求項1に記載のトリートメント組成物。

**【請求項 3】**

前記保湿剤が、ポリアルキレングリコール及びアルキレンポリオール、並びにこれらの誘導体、ソルビトール、ヒドロキシプロピルソルビトール、エリスリトール、トレイトール、ペンタエリスリトール、キシリトール、グルシトール、マンニトール、グリセリン、エトキシ化グリセリン、プロポキシル化グリセリン、及びそれらの混合物からなる群から選択される、請求項1に記載のトリートメント組成物。

**【請求項 4】**

前記ポリアルキレングリコールが、ジプロピレングリコール、ポリプロピレングリコール、ポリエチレングリコール、及びそれらの混合物からなる群から選択される、請求項3に記載のトリートメント組成物。

**【請求項 5】**

前記アルキレンポリオールが、プロピレングリコール、ブチレングリコール、ペンチレングリコール、ヘキサントリオール、及びそれらの混合物からなる群から選択される、請求項3に記載のトリートメント組成物。

**【請求項 6】**

前記ブチレングリコールが1,3-ブチレングリコールである請求項5に記載のトリートメント組成物。

**【請求項 7】**

前記ヘキサントリオールが1,2,6-ヘキサントリオールである請求項5に記載のトリートメント組成物。

**【請求項 8】**

1.0~25.0重量%の濃度の二酸化チタンの粒子を含み、該二酸化チタン粒子は、150nm~3μmの平均粒子サイズを有する、請求項1から7のいずれか1項に記載のトリートメント組成物。

**【請求項 9】**

1.0~25.0重量%の濃度の酸化亜鉛の粒子を含み、該酸化亜鉛粒子は、150nm~3μmの平均粒子サイズを有する、請求項1から8のいずれか1項に記載のトリートメント組成物。

**【請求項 10】**

前記粒子は、0.01~10.0重量%の濃度の酸化鉄を含む、請求項1から9のいずれか1項に記載のトリートメント組成物。

**【請求項 11】**

2~50センチストークス(2~50mm<sup>2</sup>/秒)の粘度を有する、請求項1から10

のいずれか 1 項に記載のトリートメント組成物。

【請求項 1 2】

0 . 0 1 ~ 3 . 0 重量 % の濃度の、少なくとも 1 種類の水溶性染料を含有する、請求項 1 から 1 1 のいずれか 1 項に記載のトリートメント組成物。

【請求項 1 3】

前記粒子が、0 . 0 1 ~ 6 . 0 0 mm / 年の平均沈降速度を有する、請求項 1 から 1 2 のいずれか 1 項に記載のトリートメント組成物。

【請求項 1 4】

人間の肌をトリートメントするための装置であって、

- a . 1 つ以上のアプリケータノズルを備えるアプリケータヘッドと、
- b . 請求項 1 に記載のトリートメント組成物を収容しているリザーバと、
- c . センサと、
- d . C P U と、を備え、

前記センサが、肌の少なくとも  $10 \mu m^2$  の画像を撮影し、前記 C P U が、前記画像を解析して、個別の画素又は画素群に対する、1 つ以上の局所的 L 値を計算し、次に前記 C P U が、前記局所的 L 値を所定の背景 L 値と比較して、該背景 L 値と前記局所的 L 値との差が所定の L s 値よりも大きい肌の異常を特定する、装置。

【請求項 1 5】

前記センサが、1 秒につき少なくとも 4 フレームの速度で連続的な画像を撮影可能なカメラである、請求項 1 4 に記載の装置。

【請求項 1 6】

前記センサが、1 秒につき少なくとも 100 フレームの速度で連続的な画像を撮影可能なカメラである、請求項 1 4 に記載の装置。

【請求項 1 7】

前記センサが、1 秒につき少なくとも 200 フレームの速度で連続的な画像を撮影可能なカメラである、請求項 1 4 に記載の装置。